

## 顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

TEL 055-220-6885

FAX 055-220-6887

URL <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

## 両立支援等助成金のご案内

両立支援等助成金は、働き続けながら子育てや介護等を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主に対して支給される助成金です。令和 6 年度から、拡充・見直しが行われましたので、従来の内容と併せて基本的事項のご案内をいたします。

### 1. 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）

①以下の要件を満たして、男性労働者が子の出生後 8 週間以内に開始する一定日数以上の育児休業を取得した中小企業事業主に助成金を支給する。

要件：労働者の業務見直しに係る規定等を策定し、雇用環境整備の措置・業務体制の整備を実施、一般事業主行動計画の策定・届出をし、対象労働者に一定日数以上の育児休業を取得させ、継続雇用すること。

金額：1 人目 20 万円、2 人目・3 人目 10 万円（別途加算あり）

②上記①を受給した上で、以下の要件を満たして、男性労働者の育児休業取得率を上昇させた中小企業事業主に助成金を支給する。

要件：①の申請から 3 事業年度以内に男性の育児休業取得率の数値(%)が30 ポイント以上上昇（例：もともと 40%であれば、70%以上に上昇した場合）

または ①の申請年度に子が出征した男性労働者が 5 人未満で、①の申請後 3 事業年度の中で育児休業取得率が3年連続 70%以上になること。

金額：1 事業年度以内に 30 ポイント以上上昇した場合 60 万円（別途加算あり）

2 事業年度以内に 30 ポイント以上上昇した場合等 40 万円

3 事業年度以内に 30 ポイント以上上昇した場合等 20 万円

## 2. 介護離職防止支援コース

①以下の要件を満たして、介護支援プランに沿って労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に助成金を支給する。

要件：(休業取得時) 介護休業制度等を就業規則等に定めて、介護支援プランを作成した上で、業務の整理・引継ぎを実施し、対象労働者に介護休業を合計5日以上取得させ、継続雇用すること。

(職場復帰時) 休業取得時の助成金を受給した上で、対象労働者を休業取得時と同一の原職復帰後3か月以上継続雇用すること。

金額：休業取得時 30万円、職場復帰時 30万円 (別途加算あり)

②以下の要件を満たして、介護のための柔軟な就労形態の制度(介護両立支援制度)の利用者が生じた中小企業事業主に助成金を支給する。

要件：介護両立支援制度を就業規則等に定めて、介護支援プランを作成した上で、対象労働者にいずれかの介護両立支援制度を合計20日以上利用させ、1ヶ月以上継続雇用すること。

金額：30万円 (別途加算あり)

## 3. 育児休業等支援コース

以下の要件を満たして、育休復帰支援プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に助成金を支給する

要件：(休業取得時) 育児休業制度等を就業規則等に定めて、育休復帰支援プランを作成した上で、業務の引継ぎを実施し、一般事業主行動計画の策定・届出をし、対象労働者に育児休業を連続3か月以上取得させ、継続雇用すること。

(職場復帰時) 休業取得時の助成金を受給した上で、一般事業主行動計画の策定・届出をし、対象労働者を休業取得時と同一の原職復帰後6か月以上継続雇用すること。

金額：育休取得時 30万円、職場復帰時 30万円 (別途加算あり)

## 4. 育休中等業務代替支援コース

以下の要件を満たして、育児休業取得者や育児短時間勤務を利用する労働者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用(派遣受入含む)を実施した中小企業事業主に助成金を支給する。

要件：育児休業制度等、代替業務に対応した賃金制度を就業規則等に定めて、一般事業主行動計画の策定・届出をし、対象労働者に7日以上の育児休業を取得等させ、業務を代替する労働者への手当等の支給、または新規雇用・派遣受入をすること。

金額：(手当支給)業務体制整備経費 5万円(育児休業) 2万円(短時間勤務)

業務代替手当 手当支給総額の3/4 (別途加算あり)

(上限：10万円/月(育児休業) 3万円/月(短時間勤務))

(新規雇用)9万円~67.5万円(業務代替した期間に応じて) (別途加算あり)

## 5. 柔軟な働き方選択制度等支援コース【新規】

以下の要件を満たして、育児期の柔軟な働き方を支援する制度を2つ以上導入し、労働者がそのうち1つの制度を利用した中小企業事業主に助成金を支給する。

要件：育児休業制度等を就業規則等に定めて、育児に係る柔軟な働き方支援プランを作成した上で、一般事業主行動計画の策定・届出をし、柔軟な働き方選択制度を2つ以上導入し、対象制度利用者に一定基準以上利用させ、継続雇用していること。

金額：制度を2つ導入 20万円、制度を3つ以上導入 25万円（別途加算あり）

## 6. 不妊治療両立支援コース

以下の要件を満たして、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を対象者が利用した中小企業事業主に助成金を支給する。

要件：不妊治療休暇制度・両立支援制度を就業規則等に定めて、不妊治療両立支援プランを策定した上で、対象労働者に各種制度を合計5日(回)利用させること。

金額：30万円

さらに不妊治療休暇を20日以上連続して取得した場合 30万円加算

規程・プラン作成の必要があるものもございます。当事務所でも承っております。

詳しい内容、ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。